

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は、関東平野の北西部、群馬県の西部に位置し、長野県軽井沢町と隣接しており、交通は、北陸新幹線の安中榛名駅と上信越自動車道の松井田・妙義インターがあり、東京圏まで1時間程度での移動が可能な地域です。

平成27年の国勢調査によると、当市の人口は58,531人となっています。3区分による内訳は、年少人口(0～14歳)が6,497人(11.1%)、生産年齢人口(15歳～64歳)が33,011人(56.4%)、老年人口が(65歳以上)が19,023人(32.5%)であり、高齢化が進んでいます。

当市の就業者総数(15歳以上)は27,549人で、産業別の内訳は第1次産業が1,348人(4.9%)、第2次産業が9,587人(34.8%)、第3次産業が16,614人(60.3%)となっており、就業人口は、製造業が最も多くなっています。

産業面では、古くは化学や亜鉛を主体とした製造業が地域経済を支えてきており、近年では卸売業・小売業の割合が高くなっており、次いで建設業・製造業となっており、運輸業も増加傾向にあります。

市内には中小企業が多く、当市としては、生産性向上特別措置法第37条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、生産性を高めるために先端設備等を積極的に導入して、中小企業の労働生産性の向上を促しながら、地域産業の成長の後押しをすることが重要になっています。中小企業の先端設備等導入による負担軽減と支援を行っていき、更なる地域発展を目指していきます。

(2) 目標

先端設備等の導入計画の認定数は、10件程度を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう)が年3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、製造業を中心に多様であるため、本計画において対象とする設備は、

経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

安中市の産業は、多様な業種が特定の地域の限らず、広域に立地していることから、本計画の対象地域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

安中市の産業は、多様な業種が市内の経済・雇用を支えているため、本計画の対象業種・事業は、全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画期間は、国の同意日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

・公序良俗に反する取組などが認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

・安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。